

奨学生規則

平成20年 8月11日改正

令和 7年 3月12日改正

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人佐藤陽国際奨学財団（以下、財団という。）の奨学生が順守しなければならない事項と、それに違反した場合の懲戒について定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 対象国
東南アジア諸国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、東ティモール）
南西アジア諸国（インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ）
- (2) SATOM
過去に財団の奨学生であった者の総称（SATO Member）

(遵守事項)

第3条 財団の奨学生は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 修学・研究を継続し専念すること
 - ① 奨学生は、採用時に在籍する大学又は進学予定の大学において中断することなく修学・研究を継続する。
 - ② 奨学生は、在籍する課程を標準修業年限内に修了する。
- (2) 認証式及び交流会に出席すること
財団が開催する認証式及び交流会に出席し交流を深める。
- (3) 生活報告書その他定められた書類を正確に作成し期限内に提出すること
生活報告書は毎月25日までに提出する。提出書類の内容は事実にして正確でなければならない。
- (4) 授業料等補助、学会出席補助の申請、報告等は事実に基づく正確なものであること
- (5) 海外渡航は決められた期限内とし、事前に申請書を提出し財団の許可または承認を受けること
 - ① 私費留学奨学生及びあくなき探求奨学生の日本からの出国期間は年間45日を限度とする。ただし、研究目的等で財団が特別に認めるときは1年を限度としてその期間を延長することができる。
 - ② 短期留学奨学生の海外渡航は、母国への一時帰国を含め認められない。ただし、緊急の場合は財団が事情を勘案し認めることがある。
 - ③ 派遣留学奨学生の日本への帰国は一時帰国を含め認められない。留学先

国からの出国期間は年間 45 日を限度とする。出国先は当財団の対象国に限定する。ただし、研究目的等で財団が特別に認めたときは対象国以外に出国することができる。

- (6) 他の機関からの奨学金又は奨学金に類する資金援助を受けないこと
学習奨励金等の名目の如何にかかわらず、他の奨学支援団体等から奨学金又はそれに類する金品を受給することはできない。

ただし、在籍大学による学費免除及び所属研究室による学会出席補助は財団の奨学金と併せて受給することができる。研究助成金及びインターンシップ報酬等の受給については、財団への届け出・審査により、認めることがある。

- (7) 法律や社会秩序に反する行為を行わないこと

(処分)

第 4 条 前条に定める事項に違反した場合の処分は、次のとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 奨学金の支給停止
- (3) 奨学生の資格停止
- (4) 除籍

(戒告)

第 5 条 奨学生が第 3 条第 2 号又は第 3 号に違反した場合は戒告とし、当該学生に通知し、反省を促す。ただし授業、研究等のやむを得ない事情があり、事前に財団の許可を得ている場合は、この限りでない。

(奨学金の支給停止)

第 6 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、期間を定めて奨学金の支給を停止する。

- (1) 病気や出産育児等のために修学・研究を一時中断したとき
ただし、その後 1 年以内に復帰継続したときは、復帰後、同一課程在籍中に限り支給停止期間分だけ期間を延長して奨学金を支給する。
- (2) 在籍する大学から停学処分を受けたとき
- (3) 第 3 条第 5 号に列記する各事項に違反したとき

(奨学生の資格停止)

第 7 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生の資格を停止し、奨学金の支給を停止する。この場合、SATOM の資格も失うことがある。

- (1) 奨学生が第 3 条の規定に違反し、第 6 条に規定する奨学金の支給停止の処分を受けた後も改まらず、違反を繰り返したとき
- (2) 虚偽の申請、報告又は事実に反する報告があったとき
- (3) 修学又は研究の場所や期間が、奨学生採用時の条件と著しく異なるとき
- (4) 在籍する大学から退学処分を受けたとき

- (5) 他の奨学支援団体等から奨学金又はそれに類する金品を受給したとき
- (6) 財団の名誉を著しく傷つける行為があったとき
- (7) 法律や社会秩序への重大な違反行為があったとき

(除籍)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、採用を取り消して除籍とする。
受給済みの奨学金は返還しなければならない。この場合 SATOM の資格も失う。

- (1) 応募書類の第三者による作成、第三者の書類の模倣又は事実と著しく異なる記載等、応募時点での不正が判明したとき
- (2) 留学期間中の居住地を偽っていたとき
- (3) 他の奨学支援団体等からの奨学金又はそれに類する金品の受給の秘匿が判明したとき
- (4) あくなき探求奨学生が修士課程に進学しなかったとき

(手続き)

第9条 財団は、第4条第2号、3号及び4号の処分には、事前に当該学生に弁明の機会を与え、事実関係を確認の上、理事会でその処分を決定する。

- 2. 処分の結果は、当該学生及び在籍大学に文書で通知する。

平成20年 8月11日改正
平成21年 8月 5日改正
平成22年 8月 9日改正
平成28年11月12日改正
平成30年 5月16日改正
令和 2年11月17日改正
令和 4年 8月31日改正
令和 6年 5月22日改正
令和 7年 3月12日改正